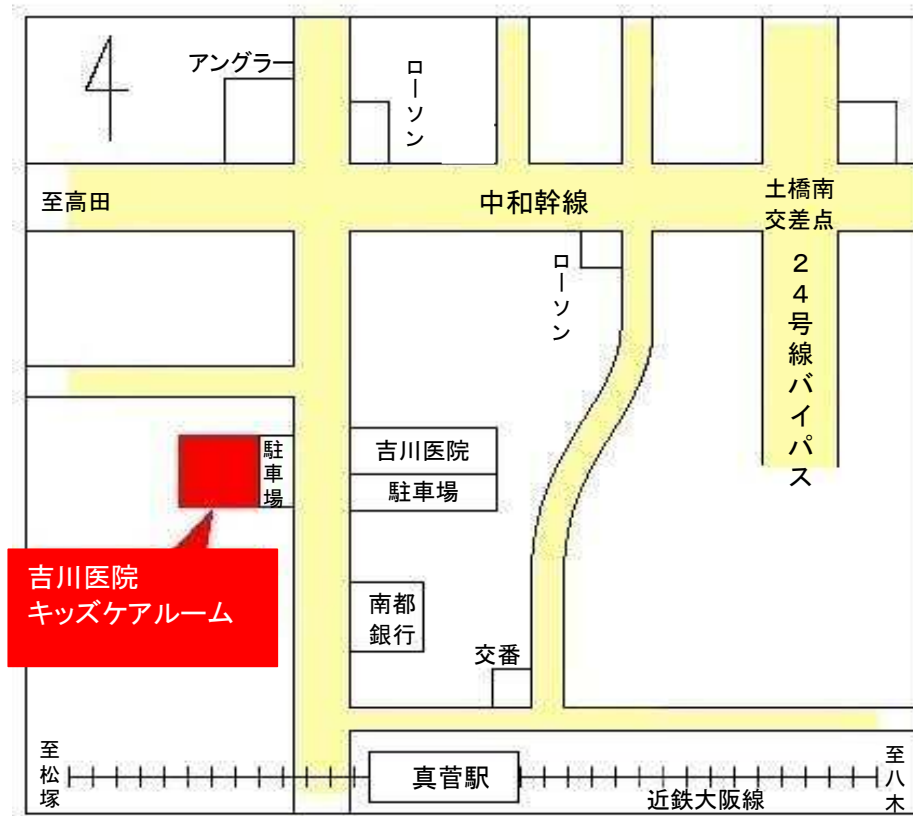


案内図



【病児・病後児保育】



作成日 平成30年6月増刷



子育て支援パンフレット



〈子育て総合相談窓口〉

◆健康福祉センター内 健康づくり課(子育て世代包括支援センター)
平日9:00~17:00まで
子育てに関することは、何でもご相談ください。



	妊娠まで	妊娠かも	妊娠中	赤ちゃん誕生	生後4~6ヶ月頃	生後9~11ヶ月頃	1歳頃
赤ちゃんの発達							

助成支援

■一般不妊治療の費用助成

明日香村に住所があり、一般不妊治療を受けている方を対象に治療にかかった金額の半分(上限50,000円)を助成します。

■妊娠判定の費用助成

市町村住民税非課税世帯に属する女性(生活保護世帯を含む)の方を対象に妊娠しているかどうかの判定受診の費用(1人当該年度内に2回まで、1回の上限を7,000円)を助成します。

■妊婦健康診査補助券

妊娠届け出の際、母子健康手帳などと一緒に「妊婦一般健康診査補助券」を交付しています。補助券39枚97,500円分(1枚の券2,500円分) ※転入された場合は妊婦健診の受診補助券の差し替えの必要があります。

●出産育児一時金 (平成30年度)

妊娠4か月以上の方が出産したときは、お子さん1人につき420,000円(産科医療補償制度対象外となる出産の場合は404,000円)出産育児一時金が支給されます。
・国民健康保険加入の方...住民課 ・社会保険加入の方...職場

●出産祝金

出生日の出生の日以前3か月以上継続して本村に住所を有する父母、養育する者
第1子 30,000円、第2子 50,000円、第3子 70,000円、第4子以降 100,000円を支給します。

●産後の母子健診費用助成

健診受診日に明日香村に住所がある方を対象に産後健診、お子さんの1ヶ月健診の費用を助成します。
(初回のみ5,000円まで)

●子どもの医療費助成

明日香村に住所がある0歳から中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までのお子さんの保険診療について、自己負担額から一部負担金※を除いた額を助成します。(入院時の食事等に係る標準負担金は助成対象外)
※一部負担金とは、通院は1医療機関につき月500円、入院は1ヶ月1,000円(13日以内の入院であれば500円)、調剤は0円

■チャイルドシート貸し出し

明日香村に住所のある、新生児から4歳未満のお子さんを養育している方を対象に無料(ただし、返却時のクリーニング代等負担)で貸し出しします。
※台数に限りがあります。

健診・教室・相談

■妊娠なんでも相談

不妊に悩んでいる方、不妊治療について知りたい方など一人でかかえこまず気軽に相談ができます。

■妊婦歯科健診

妊娠期間中に1回、無料で歯科健診が受けられます。対象の方には随時問診票を送付いたします。

◆ブックスタート

図書室では、お子さんと保護者の方が絵本を介して心触れあう時間をもつきっかけとして、最初の乳児健診の際に絵本のプレゼントと、図書室利用カードの発行を行っています。
図書室 ☎54-4430 開館時間 9時から17時(祝日休)

■らっこ教室

0・1歳のお子さんとその保護者の方を対象に離乳食についてリズム遊び・ベビーマッサージ・ベビーサインなど子育てについての相談ができます。

■前期乳児健診

村での初めての健診です。母乳のことや、体重のことなど心配なことはなんでも相談できます。発達確認・病気の早期発見も大切です。対象の方には随時問診票を送付いたします。また、広報でも案内しています。

■後期乳児健診

離乳食の相談や生えてきた歯のケア方法、子育ての早期発見ができる場として、健康診査を実施しています。対象の方には随時問診票を送付いたします。また、広報でも案内しています。

■1歳6ヶ月児健診

歩きだして、言葉でのコミュニケーションがとれるようになってきた1歳6ヶ月頃の健診です。対象の方には随時問診票を送付いたします。また、広報でも案内しています。

○子育て支援センター ◆明日香幼稚園 園庭開放

親子でゆったりと遊びを楽しみ、親同士の交流や子育ての交流の場として、0歳から就学するまでの幼児とその保護者の方へ、園庭を開放しています。

■マコリエ

月に3~4回程度、健康福祉センターの部屋を自由に使えるように開放しています。
※ 開放日時は、広報で案内します。

届出・手続き

■妊娠届

医療機関で妊娠していることが判明した方は、なるべく早く妊娠届書を提出してください。

■母子健康手帳

妊娠中の母子の健康管理やお子さんの健診、予防接種の記録、成長の記録などができるようになっています。転入時の母子健康手帳の交換は必要ありません。

●出生届

お子さんが生まれた日を含め14日以内に届け出てください。

■低出生体重児届出

出生体重が2,500g未満のお子さんは生活環境や病気の予防など十分な配慮が必要になるため、母子保健法に基づき届け出が必要です。

■保育所入園手続き

保育所は、保護者の就労・疾病などのため、家庭で昼間に保育できないお子さんを預かり、保護者にかわって保育するところです。保育を希望される方はご相談ください。

○延長保育

お仕事の都合などで通常保育の終了時間までにお迎えに行けない、早く出勤しないといけない等、通常の保育時間では困難であるときに利用できます。

○一時預かり

用事・出産・急病・家族の看病等で緊急に保育が必要になったとき、育児をされている方のリフレッシュのためなどにご利用できます。入園児以外の子どもも受入可能です。

訪問

■すこやかサポート訪問

妊娠中と産後に保健師がご自宅に訪問し、妊娠中や産後の体調、お子さんの発育、予防接種などについて相談ができます。

■こんにちは赤ちゃん訪問

お子さんが産まれたご家族の自宅に、こんにちは赤ちゃん訪問員さんが訪問し、身近な子育ての相談や子育てを応援する情報をお届けします。訪問員は研修を受け、身分証等を携帯しています。守秘義務がありますので安心して訪問を受けてください。

■養育支援訪問

育児ストレスや産後うつ病など、子育てに不安や孤独感を抱える家庭や支援の必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が訪問し、次のような支援を行っています。
・養育に関する指導、助言等
・養育支援ヘルパーの派遣による家事・育児に関する援助・助言等



**◆明日香幼稚園
■保育園
保育料軽減
※所得制限有り**

- ・多子世帯の保育料負担軽減
第2子自己負担半額
第3子以降自己負担無し
(年齢要件有り)
- ・ひとり親世帯等の保育料負担軽減
第1子自己負担減額
第2子以降自己負担無し

※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無料となります(生活保護世帯やひとり親世帯で、市町村民税非課税の場合は、第1子から無料です)。

◆給食費助成

保育園・私立幼稚園・小学校・中学校に在籍しているお子さんの学校給食費に係る経費を助成しています。
第2子自己負担半額
第3子以降自己負担無し

◆入学祝金

4月1日現在、本村に住所を有し、小学校または中学校に入学する児童を養育している父母又は保護者対象児童1人につき、30,000円

**◆小中学校
・就学援助制度**

経済的な理由で就学が困難な場合に、お子さんの学用品等の一部や給食費などを助成します。
【助成内容】学用品費、新入学用品、校外活動、学校給食費、修学旅行費

・特別支援教育就学奨励制度

特別支援学級へ就学されているお子さんがいる保護者に対して、経済的に負担を軽減するため、その世帯の収入額に応じて、必要な経費の一部を助成します。

【対象者】村内小中学校特別支援学級に就学しているお子さんの保護者で、一定の所得の範囲内の方

【助成内容】学用品、新入学用品、校外活動費

**▲子育て世帯
新築等助成**

・15歳に達するまでのお子さんのいる世帯が、住宅を新築・増築した場合(但し、対象住宅に住住を開始した日から5年以内にお子さんが出生された場合も含む。)

助成金 1,000,000円

**●心身障がい者
医療費助成**

重度の心身障がいを持つ方の保険診療について、自己負担額から一部負担金(※)を除いた額を助成します。
(入院時の食事等に係る標準負担金は助成対象外)
※一部負担金とは、通院は1医療機関につき月500円、入院は1ヶ月1,000円(13日以内の入院であれば500円)、調剤は0円

**●ひとり親家庭等
医療費助成**

母子・父子家庭、またはこれに準ずる家庭において、18歳未満(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)のお子さんを養育している方及びそのお子さんの保険診療について、自己負担額から一部負担金(※)を除いた額を助成します。
(入院時の食事等にかかる標準負担金は助成対象外)
※一部負担金とは、通院は1医療機関につき500円、入院は1ヶ月1,000円(13日以内の入院であれば500円)、調剤は0円

●児童扶養手当について

(平成30年度分手当から改正)

お子さんを監護する母やお子さんを監護し、かつ生計を同じくする父、または母(父)に代わってそのお子さんを養育している方に手当を支給します。
※監護とは、監督し、保護することです。
※養育とは、お子さんと同居し、監護し、生計を維持していることです。

手当額	※所得制限あり
お子さん1人につき月額	
全部支給	42,290円
一部支給	42,280円 ~ 9,980円(所得に応じて決定されます)
お子さん2人目の加算額	
全部支給	9,990円
一部支給	9,980円 ~ 5,000円(所得に応じて決定されます)
お子さん3人目以降の加算額(1人につき)	
全部支給	5,990円
一部支給	5,980円 ~ 3,000円(所得に応じて決定されます)

■2歳6か月児歯科健診

虫歯になっていませんか? 染め出しをして“ピカピカ”の歯を目指しましょう。子育ての相談、栄養の相談もできます。対象の方には随時問診票を送付いたします。また、広報でも案内しています。



■3歳6ヶ月児健診

子育ての相談、発達障害、視覚検査・聴覚検査があります。対象の方には随時問診票を送付いたします。また、広報でも案内しています。



◆教育相談

週2回臨床心理士にお子さんの行動や発達など子どもを育てていく上での悩みや不安などについて相談ができます。
※事前に予約が必要です。

■母子・父子・寡婦生活相談について

母子・父子自立支援員に生活相談やお子さんの養育など、あらゆる相談ができます。
※寡婦とは、夫と死別または離別し、再婚していない人

■くまさんといっしょくらぶ

2・3歳のお子さんとその保護者の方を対象にイチゴ狩りや水あそび・ミニ運動会など季節の遊びなどを楽しんでいただけます。

■すくすく子育て相談

就学前のお子さんとその保護者の方を対象に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士による個別相談を行っています。

◆放課後児童クラブ

保護者の就労、病気、介護、障害等の理由により、放課後や夏休み等に家庭で保育ができないお子さんをお預かりし、適切な遊びと、生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図っています。



◆明日香幼稚園入園手続き

明日香村内在住の3歳・4歳・5歳のお子さんを対象に毎年9月に園児の募集を行います。途中入園を希望される方はお問い合わせください。



近隣公園
子どもの遊び場



岡地区
児童公園



■子育て短期支援

保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行っています。
短期入所生活援助(ショートステイ)事業
夜間養護等(トワイライトステイ)事業



【お問い合わせ先】 8時30分~17時15分(土日祝祭日、12/29~1/3休み)

▲明日香村役場	総合政策課	☎0744(54)2001
●明日香村役場	住民課	☎0744(54)2282
■明日香村健康福祉センター内	健康づくり課	☎0744(54)5550
◆明日香村中央公民館内	教育文化課	☎0744(54)3636
◆楽スポあすか事務局		☎0744(54)2810
○子育て支援センター	明日香保育園	☎0744(54)5139

明日香村ホームページ <http://www.asukamura.jp/>



その他の制度について



■予防接種について

定期予防接種のすすめ方

★予診票は保健師の訪問時にお渡しします。

- ①接種期間が短いものや、かかりやすい病気の予防接種から優先しましょう。
- ②対象年齢・接種間隔を守る(予診票とともに配布している冊子「予防接種と子どもの健康」をご確認ください。
- ③無理をせずにお子さんの体調のよいときに受けましょう。

※予防接種は個別接種です。榎原地区医師会の指定医療機関に事前に予約のうえ、母子手帳、予診票を持参し、接種してください。

【定期予防接種の種類】

- 小児肺炎球菌予防接種(4回)
 - ヒブワクチン予防接種(4回)
 - B型肝炎ワクチン予防接種(3回)
 - BCG予防接種(1回)
 - 4種混合予防接種(4回)
 - 麻しん・風しん予防接種1期
 - 麻しん・風しん予防接種2期
 - 水痘予防接種(2回)
 - 日本脳炎(4回)
 - 2種混合(DT)
- 注1: 初回接種を始めた月齢によって接種回数は変わります。



■病児・病後児保育

保育園などに通っているお子さんが病気や病後で保育園などでの集団保育が困難で、かつ保護者の就労などにより家庭で保育を行うことができない場合に、病院で併設された保育室でお預かりします。

対象者

保育園、幼稚園、小学校などに通っている生後6ヶ月～小学6年生までのお子さんで、かぜ、下痢、外傷など医師が利用可能と判断した病気に罹患しているお子さん

実施場所

吉川医院キッズケアルーム(榎原市中曾司町172-8)

利用時間

平日: 8時～17時、土曜日: 8時～12時30分
※延長30分まで利用可能(延長料金300円)

吉川医院キッズケアルーム(TEL 0744-21-0171)

対象	平日	土曜日
生活保護法による被保護世帯市町村民税非課税世帯	無料	無料
市町村民税課税世帯	2,000円	1,000円

休日夜間応急診療所の利用について

休日や夜間など病院がお休みのときに急病になった場合などの応急手当を行っています。

※不要不急の受診はできるだけ控えていただき、日頃から「かかりつけ医」を決め、早めに受診するように心がけましょう。

榎原休日夜間応急診療所 ☎0744-22-9683

※受付時間は、診療開始・終了の30分前までです。
※持参品は、健康保険証・各医療費受給者証・お薬手帳(ある方)・現金

※受診されるときは必ず保険証をお持ち下さい。保険証をお持ちいただかないと全額実費での診療になりますので、ご注意ください。なお緊急時は119へ

診療日	診療科目	診療時間
日曜・祝日	内科	午前10時から正午まで 午後1時から午前0時まで
8月15日	小児科	午前10時から正午まで 午後1時から翌午前6時まで
年末年始 (12月30日～1月4日)	歯科	午前10時から正午まで 午後1時から午後9時まで
上記を除く 平日	内科	午後9時30分から午前0時まで
	小児科	午後9時30分から翌午前6時まで



STOP!!児童虐待

児童虐待の背景には、保護者が1人で解決するのが難しい様々な問題(孤立した環境、お子さんの発達に関する悩みや不安、親自身の被虐待の経験など)が重なり合っています。保護者を非難するのではなく、虐待の背景を理解し、地域のみんなで子育て家庭を支援していくことが大切です。

まず、子育て親子への「声かけ」からはじめましょう!

お子さんへの虐待は大きく分けて4つのタイプがあります。

身体虐待、性的虐待、ネグレクト(育児放棄・怠慢)、心理的虐待
親、または親に代わる者によって、お子さんの心身の健やかな成長に悪影響を及ぼす行為です。
「しつけのつもり」であってもお子さんの健やかな成長に害があれば虐待です。

〈虐待のサイン〉

- ・不自然な傷・衣服や身体がいつも汚れている
- ・夜遅くまで遊んでいる・家に帰りがたらない
- 虐待を受け入れているお子さんは自分から「助けて」とは言えません。虐待の未然防止、早期発見のためあなたの貴重な連絡が必要ですよ。

「おかしいな」と思ったら迷わず連絡!!



◆明日香村総合型地域スポーツクラブ
「楽(たの)スポあすか」

「楽しもう!スポーツ!」を合い言葉に、地域のみみなさまの健康と笑顔を応援します。

特に、お子さんたちが自然に身体を動かすことの楽しさを感じることができるよう、多くのスポーツに参加できる環境づくりや成長過程に必要な体力向上の支援を行っています。
気軽にお問い合わせ・ご参加下さい。

【就学前のお子さんが参加できる教室】

(定期教室)

・キッズフィットネス ・キッズ親子体操

【小中学生が参加できる教室】

(定期教室)

・キッズフィットネス ・小学生サッカー ・新体操 ・小中学生チアリーディング ・小学生ソフトテニス ・小・中学生バレーボール (体験教室)

・バスケットボール ・軟式少年野球 ・文化教室 ・科学体験 ・スナックゴルフ

(短期教室) ※会員以外の方も参加OK!

・HIPHOPダンス教室 ・夏休みプール教室 ・走り方教室

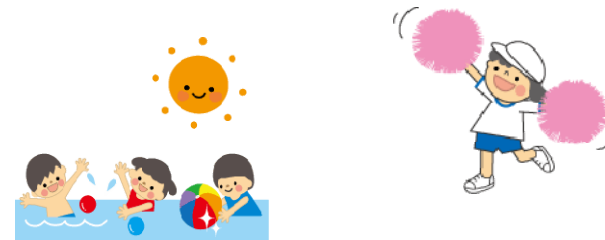
【幼稚園・小・中学校との連携事業】

・明日香幼稚園・明日香小学校への出前教室、・聖徳中学校の部活動支援等を行っています。

(年中・年長児)体操教室・ボール蹴り教室・ボール投げ教室

(小学校低学年)授業内の体操指導(基本の運動)

(中学校部活動)種目ごとのインストラクター派遣



奈良県救急安心センター相談ダイヤル

(#7119か0744-20-0119)

医療機関案内、急な病気やけがへの対応の仕方等、相談員や看護師(場合によって医師)が電話でアドバイスします。

(24時間年中無休)

こども救急電話相談 ※15歳未満

(#8000か0742-20-8119)

お子さんの急病時に、看護師(必要に応じて小児科医)が電話でアドバイスします。

平日18:00～翌朝8:00 土曜13:00～翌朝8:00
日・祝・年末年始(12/29～1/1)8:00～翌朝8:00



■ファミサポ明日香!!

ファミサポ明日香とは?

ファミサポ明日香は「子育ての手助けをしてほしい」「子育てのお手伝いをしたい」そんな気持ちをもった方々が会員となり、お互いに助け合いながら、子育てを支援する相互援助活動を行う有償のボランティア組織です。

事務局では援助活動に関する会員間の連絡調整を行っているほか、会員に対する養成講座や会員同士の交流会を開催しています。

○会員の種別

・援助会員・・・明日香村に居住し、子育ての援助ができる20歳以上の方。

(性別、資格等は問いません)

※入会申込み前にファミサポ明日香が実施する養成講座(7回程度)

説明会(1時間程度)を受講していただきます。

・依頼会員・・・明日香村に居住し、子育てのお手伝いが必要な方。

対象の子どもは満1歳から小学校6年生まで。

※入会申込時にファミサポ明日香が実施する説明会(1時間程度)を受講していただきます。

・両方会員・・・援助会員と依頼会員の両方を兼ねることもできます。

○依頼会員になるためには

・入会申込み、会員登録が必要です。(入会金、会費は必要ありません)

・入会申込みの際は、ファミサポ明日香のしくみや会則など活動の注意事項の説明(1時間程度)を行いますので、健康づくり課内ファミサポ明日香に事前に(5日前まで)予約をしてください。

- ※登録に必要なもの・・・
- (1)登録をされる保護者の顔写真、2枚(横3cm×縦4cm)
 - (2)依頼を希望される子どもの顔写真、1枚(横3cm×縦4cm)
 - (3)印鑑(朱肉を使う物。インク内蔵式(シャチハタ等)は不可)

○こんな時に利用できます。

□ 相互援助活動の内容



保護者の病気や
通院時の預かり



急な仕事の
際の送迎や
預かり



保育施設等
への送迎



保護者のリフ
レッシュ



兄弟の学校行
事等の際の預
かり

※原則として援助会員の自宅でお子さんを預かります。会員双方の合意が有あり、援助活動に適した場所(例えば「依頼会員の自宅」など)であればこの限りではありません。

○利用時間・料金

利用時間は午前6時～午後9時

平日(月～金)	午前8時～午後6時	600円/時間
	午前6時～午前8時 午後6時～午後9時	700円/時間
休日(土日祝)	午前6時～午後9時	800円/時間

※最初の1時間未満は1時間とみなし、以降30分単位で計算します。

・交通費やおやつ代、食事代などは依頼会員が別途実費を支払います。

その他、援助会員に費用の負担をかけた場合も同様です。

・2人目、3人目は半額となります。

○依頼を取り消す場合

・キャンセル料については規定に従って援助会員に支払うようにしてください。

- ・前日までのキャンセル・・・無料
- ・当日キャンセル・・・報酬額の半分
- ・無断キャンセル・・・報酬額的全額

○補償保険について

会員間での解決を基本原則としますが、万一の事故に備えて、補償保険に加入しています。